

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
11月21日
(火曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課)	四
解除予定保安林 (萩市) (森林整備課)	四



山口県告示第四百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年十一月二十一日から同年十二月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社

- 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 5 排 水 口		変更前	変更後
七・五	七	一八	一
〃	〃	一八・七	七
〃	〃	四五	五〇
〃	〃	九・六	〇・〇五
〃	〃	〃	〃
〃	〃	五、八六四・六	六、三七八・六
〃	〃	六、三五一・一	六、八六五・一

山口県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	機 関	廃 止 年 月 日
しま産婦人科		宇部市島二丁目一番三号	〃	平成二九、八、三一
松岡小児科		〃 西宇部南四丁目六番七号	〃	九、三〇
小金丸医院		周南市本町一丁目二八	〃	〃
早川整形外科医院		〃 川端町二丁目一九	〃	一〇、一四
近藤医院		熊毛郡上関町大字室津五五二の一	〃	九、三〇
末武薬局		下松市瑞穂町二丁目二〇番一〇号	〃	〃
今津壺丁目薬局		岩国市今津町一丁目一番二七号	〃	〃
オダ薬局山手店		〃 山手町二丁目一八番一〇号	〃	〃
御弓町薬局		周南市大字徳山四一八六の五	〃	〃
古川薬局		〃 川手一丁目七番一六号	〃	〃
とんだ薬局		〃 桶川町五番一六号	〃	〃
さらら薬局		山陽小野田市新生二丁目四番五号	〃	〃
城南薬局		熊毛郡田布施町大字宿井一〇二九の一四	〃	〃

山口県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
しま産婦人科		宇部市島二丁目一番三号	〃	平成二九、九、一〇
松岡小児科		〃 西宇部南四丁目六番七号	〃	〃
上村内科クリニック		下松市大字西豊井八七七の一	〃	〃
はせがわクリニック		岩国市山手町一丁目一〇番七号	〃	〃
小川クリニック		周南市大字呼坂一〇六の五	〃	〃
上関町診療所		熊毛郡上関町大字室津五五二の一	〃	〃
有田歯科医院		周南市新町一丁目二七	〃	〃
末武薬局		下松市瑞穂町二丁目二〇番一〇号	〃	一〇、〃
今津一丁目薬局		岩国市今津町一丁目一番二七号	〃	〃
アイン薬局岩国店		〃 山手町二丁目一八番一〇号	〃	〃
あおぞら薬局南岩国店		〃 南岩国町一丁目一四番二三号	〃	〃
御弓町薬局		周南市大字徳山四一八六の五	〃	〃
古川薬局		〃 川手一丁目七番一六号	〃	〃
とんだ薬局		〃 桶川町五番一六号	〃	〃
さらら薬局		山陽小野田市新生二丁目四番五号	〃	〃
城南薬局		熊毛郡田布施町大字宿井一〇二九の一四	〃	〃

指定訪問看護事業者等
主たる事務所
訪問看護ステーション等
所在地

有限会社フォーマックス	宇部市浜田三丁目一番八一一号	訪問看護ステーション私の家	宇部市西宇部南四丁目九番二二号	平成二九、一〇、一
合名会社スタンダードケア	山口市徳積町二番三二二号	瀬戸内訪問看護ステーション	周南市平野一丁目五番五号	平成二九、九、〃

合同会社あんしん地域生活支援センター
 防府市華城中央一丁目一九番五
 あんしん防府訪問看護ステーション
 防府市華城中央一丁目一九番五
 〃 一〇、六

山口県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	住所	術者	指定年月日
金子 正嗣	宇部市大字妻崎開作一五七一の一〇		平成二九、一一、一

山口県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十九年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字明木字仏木一八三一の二、字仏木入口左り一八三三の三、字横瀬岩ヶ原一八三六の五、一八三七の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字明木字上菅蓋一二七〇・一二七一の一・字かやヶ浴一二七二から一二七七まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十九年十一月二十一日印刷
 平成二十九年十一月二十一日発行

発行人 山口県庁
 山口県知事